

2024年2月28日

京都府文化生活部衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地

コープ御所南ビル4階

京都府生活協同組合連合会

専務理事 高取 淳

電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和6年度京都府食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和6年度京都府食品衛生監視指導計画(案)(以下、「計画」(案)という)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) 4 実施体制 <2 実施体制は、次の通りです P.3>

(1) 監視・指導の実施機関とその主な役割

イ 府内各保健所(乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹西、中丹東、丹後)

・HACCPに沿った衛生管理など、事業者自らが実施する衛生管理が定着するための技術的支援

と畜場、大規模食鳥処理場及び大規模事業者等への指導も重要ですが、食品衛生法ではすべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなっています。小規模な事業者ではまだまだHACCPに沿った衛生管理に取り組めていない事業者もあると聞きます。まだ取り組めていない事業者には粘り強く丁寧な指導を行い、すべての事業者がHACCPにそった衛生管理ができるように支援をお願いします。

(4) 庁内関係部局との連携確保

イ 食品表示に係る監督指導について、「食品表示パトロールチーム」による食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)など各法令に関する違反情報の共有、合同監視など、緊密な連絡・連携を図ります。

アレルギー・添加物・保存方法などの表示点検を1,665件実施され、110件の指導件数があったとの事でした。消費者は表示されている内容を信じて選ぶことしかできません。とりわけアレルギーなどで誤表示があれば命に係わる大きな問題となります。引き続きしっかりと監督指導に取り組んで頂くことを期待します。

(2) 5 監視指導の実施方法(P.7)

2 食中毒事故などの発生が多い時期等には、予防啓発や一斉取締を行います。

平成29年度からアニサキスによる食中毒の増加、またノロウィルス・カンピロバクター属菌による食中毒が多発している現状があります。加工段階でアニサキスをすべて発見することは難しいかもしれませんが、近年アニサキスを発見するための装置もあるようです。生食で提供する事業者にはそのような装置を設置し、発生予防に努めて

頂きたいと思います。またノロウイルスやカンピロバクターについては、飲食店では難しいと思いますが、家庭においてはしっかりと加熱するなど予防策をとれば、ある程度食中毒の発生は防げるものと思います。これまで以上に消費者に予防のための啓発をお願いします。

(4) 8 情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）(P. 12)

消費者の食の安心・安全の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。

「消費者、生産者、食品等事業者、行政機関などとの意見交換会（リスクコミュニケーション）を充実します。また、近畿厚生局や近畿農政局など国の機関とも連携して、意見交換会の開催を充実します。」とありますので一層の充実をお願いします。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、食中毒、健康食品、遺伝子組換え食品、ゲノム編集食品、輸入食品、食品表示等について要望します。

また京都府生活協同組合連合会では年に1度、近畿地区の生協府県連とともに近畿農政局との意見交換会を開催しています。京都府外の生協連も参加するので一緒に意見交換をすることは難しいかもしれませんが、一緒に参加頂いてどのような意見交換をしているのか聞いて頂くだけでも参考にして頂けることもあるかと思えます。

(6) その他

京都府と京都市の関連部局が緊密に連携をして共に成果をだされることを期待します。

以上